

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【公表番号】特表2013-532107(P2013-532107A)

【公表日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2013-043

【出願番号】特願2012-551664(P2012-551664)

【国際特許分類】

C 0 3 C 27/06 (2006.01)

【F I】

C 0 3 C 27/06 1 0 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月28日(2014.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 7】

外側ガラス板1，3は、吸着カップによって所定位置に運ばれる。図3，図4及び図6の実施形態において、外側ガラス板1は、例えば、コンベアベルト10と共に移動可能なフレームに支えられている。ガラス板2，3がガラス板1に寄り掛かって傾斜していることから、これらは助力なしで立っている。フレーム以外の姿勢保持手段を必要としない。だが、それにもかかわらず該工程のユーザから希望があれば、他の姿勢保持手段を提供することも可能である。他の姿勢保持手段は、例えば、内側ガラス板2のための掴み具である。これらの掴み具は、ガラス板の二つの面を縁部近傍で把持するか、又は、ガラス板の縁面を様々な箇所で把持する。他の姿勢保持手段は、例えば、外側ガラス板3については吸着カップである。このような他の保持手段は、キャビティ8，9にガスを充填する工程及び押圧工程のどちらも妨害しない。なぜなら、掴み具の寸法は、押圧工程後にマスチック6，7が注入されるスペーサ4，5，4'の外縁面とガラス板の縁部との間の間隔よりも小さいからである。